新	一	備考
海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革 (略) <u>令和2年9月4日 一部改正</u>	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革 (略)	
第1章~第7章 (略)	第1章~第7章 (略)	
第8章 雑則 第33条~第36条 (略)	第8章 雑則 第33条~第36条 (略)	
(保険の目的又は保険金請求権の信託) 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、 <u>債権流動化の</u> ために保険の目的又は保険金請求権を信託(自己信託を含む)しようと するときは、受託予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなけ ればならない。 2~3 (略)	(保険の目的又は保険金請求権の信託) 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又 は保険金請求権を債権流動化のために信託(自己信託を含む)しようと するときは、受託予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなけ ればならない。 2~3 (略)	
(ローン・パーティシペーション) 第38条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、債権流動化のために保険の目的に係る経済的利益及びリスクを移転(以下「ローン・パーティシペーション」という。)しようとするときは、事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。 2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。 3 被保険者は、第1項に基づくローン・パーティシペーションの内容を規定する書類を変更しようとするときは、事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。		
(約款の改正) 第39条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事 由がある場合に、この約款を改正することができる。	(約款の改正) 第38条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事 由がある場合に、この約款を改正することができる。	

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
(手続事項) 第40条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項 は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。	(手続事項) 第39条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項 は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。	
(準拠法令) 第41条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。 附則 この改正は、令和2年10月1日から実施する。	(準拠法令) 第40条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。	